

保険法における 「知の代理人」に関する考察

長崎県立大学 経営学部経営学科講師
板垣 太郎

はじめに一問題の所在

一般に保険契約において、被保険者あるいは保険金受取人が保険契約に基づく保険給付を受けるためには、法律および保険契約（約款）に基づく種々の義務・責務（保険料支払義務、告知義務等）が履行されていることが必要である。

これらの義務の多くは、保険契約締結前の告知義務や危険増加あるいは保険事故発生時の通知義務など、保険契約者または被保険者が保険者に一定の情報を伝達する義務であるということができる。また、これらの義務は各義務の性質が許すかぎりにおいて、保険契約者または被保険者の代理人等により行うことが、学説上も、また裁判例においても可能であると前提として考えられている。

たとえば告知義務についてみると、告知義務者は自ら知っている告知事項該当事実を告知すればよく、告知義務者が知らない告知事項該当事実について、それを探知することまでは必要ないとする見解が通説的である。

この点において、告知義務を代理人が履行する場合には、保険契約者または被保険者自身が知らないが代理人が知っている告知事項該当事実について問題が生じるように思われる。しかしこれも、従来の議論や裁判例から、そのような場合に保険契約者または被保険者がその責任を負わなければならないとすることについては肯定されているとみることができよう。

これに対し、たとえば保険事故発生のお知らせ義務（保険法14条、50条、79条）では、損害保険を例とすると、保険契約者または被保険者が保険事故による損害が生じたことを知ったときは、遅滞なく保険者に対してその旨のお知らせを発しなければならないことが定められている。

この規定について、保険契約者または被保険者から、保険事故の発生を知り、またその事実を保険契約者または被保険者に伝達することを委託された第三者が存在する場合、当該第三者が保険事故の発生を知ったものの、その事実を保険契約者または被保険者に伝えなかった場合、保険契約者または被保険者は保険事故の発生を知っているものとして、通知義務違反の責任を負わなければならないだろうか。

さらに、そのような責任が認められるとすれば、そもそも上述のような「知ることを委託された者」をどのような要件から明らかにすればよいだろうか。

以上のような問題について、わが国の研究の蓄積は必ずしも十分とはいえない。しかし、ドイツでは「Wissenszurechnung（知の帰責）」の体系に属する「Wissensvertretung（了知代理）」という概念のもと、多くの議論が存在する。

そこで、本報告では、ドイツにおける了知代理の問題を中心として、保険契約者または被保険者と一定の関係にある第三者について、若干の考察を行いたい。

ドイツにおける了知代理人の概念

ドイツ連邦通常裁判所（以下BGHという）判例では、「了知代理人（Wissensvertreter）」の定義について、

- ①「保険契約者により、完全に従属的な立場においてではなく、少なくとも部分的な領域において、保険契約者に代わって、保険関係について法的に重要な事実を知ることを委託された者」
- ②「法的取引において、その者の責任で一定の業務を遂行すること、そしてその際に生じた保険契約上問題となりうる情報を知ること、さらに、必要に応じてその情報を保険契約者に伝達することが保険契約者により委託された者」

という2つの見解が示されている。

両者の定義の違いについて

定義②については、第三者が本人（使用者）の業務において、保険契約上問題となる情報の受領・伝達をなしうる地位に実際に立っているかが重視され、了知代理人となることを明示的に委託されたかは重要でないとする見解がある。

定義①についても「委託」ということは明示的にだけでなく黙示的に行われてもよく、その場合には業務上の組織の枠組みにおける第三者の実際の地位から導き出すことができるとされる。

定義②における「一定の業務」

この文言は、業務上の関係になれば了知代理人になれないとは解されていない。

私的な関係および家族関係上の範囲においては、業務上の関係にあるとはいいがたいが、第三者が保険契約者の知と意図に基づき、保険契約上問題となる情報の受領および伝達する権限を有している場合には、私的な関係および家族関係上においても当該第三者は了知代理人となる。

保険契約者との関係と「自己の責任」

了知代理人となる第三者は保険契約者に完全に従属的な立場であってはならない。このことは、第三者は自己の責任においてその任務を遂行しなければならぬという定義②において用いられた文言に相当する。

このうち、「自己の責任」については、業務上重要な地位にあることを意味するのではなく、情報報の受領と処理において機械的な支援を提供するだけでなく、情報の転送や永続的保管についても独自に責任を負っていけばよいとされる。

了知代理人の知の取得

また、本人（保険契約者）に帰責される了知代理人の「知」は、委託された権限の範囲内で取得された、保険関係において重要な情報であることが必要である。したがって、了知代理人が、いわば「私的に」その任務の範囲外で得た知識は、帰責されない。

了知代理の法的根拠

了知代理の法的根拠について、ドイツの判例および学説の多数は、ドイツ民法166条1項の類推適用に求めている。

この理由として、

- ・ドイツ民法166条は知識の帰属の問題に対応する唯一の規定であること、
- ・ドイツ民法166条の適用範囲は法文上意思表示の伝達または受領の任意代理に限定されているが、事実の知のための権限が問題となるかぎり、ドイツ民法164条3項に基づく受動代理との明白な類似が存在すること、
- ・ドイツ民法166条1項の背後には、他人に一定の事柄を知るところを委託した者は、その範囲において得られた第三者の知について責任を負うとする一般的法思想が存在していることなどがその理由としてあげられる。

参照条文

- ・ドイツ民法166条1項（日本民法101条1項に相当）「意思表示の法的な効果が意思の瑕疵またはある事情について知っているかまたは知らなければならないことにより影響されるかぎり、本人ではなく、代理人の地位が問題となる。」

- ・ドイツ民法164条1項「ある者が同人に帰属する代理権の枠内で本人の名で行う意思表示は、直接本人に効力が及ぶ。その表示が明示的に本人の名で行うのか、あるいは、諸事情からその表示が本人の名で行われることが明らかとなるかについては、区別されない。」

同条3項「第1項の規定は、他人に対する意思表示がその代理人にされるとき、準用される。」

わが国との比較

わが国の民法と比較してみると、ドイツ民法166条1項に対応する民法101条1項はほぼ同様の内容であり、同条制定の経緯についても、ドイツ民法166条の前身であるドイツ民法第2草案136条をもとに設けられたとされる。

しかしながら、「保険契約上重要な一定の事実を知ること」という事実行為の委託につき、ドイツの議論と同様にわが国の民法101条1項を類推適用できると仮定したとしても、了知代理人の範囲をどのように解するかについては、被保険者の保険保護を不当に損なうものにならないように考える必要があるだろう。

了知代理人が問題とされる事例について

(1) 危険増加の通知義務

- ・ 保険法29条、56条、85条、ドイツ保険契約法23条。

わが国の保険法は、保険契約締結後、告知事項についての危険が高くなり、損害保険契約で定められている保険料が当該危険を損害保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態となる危険増加について、それにより告知事項の内容に変更が生じたときは、保険契約者または被保険者が保険者に遅滞なくその旨の通知をすべき旨が当該損害保険契約で定められている場合につき、当該危険増加に関する通知義務を定めている。

(1) 危険増加の通知義務

この規定において問題とされる危険増加では、当該危険増加に関する了知代理人の知が問題となりうる。

ある第三者が了知代理人とされるためには、上述したドイツの判例によれば、保険契約者により、完全に従属的な立場においてではなく、保険契約者に代わって、保険関係について法的に重要な事実を知ることを委託された者とされる。

たとえば、自動車保険において自家用車から業務用の車両への用途変更があった場合、29条1項の危険増加に該当するが、その際、当該車両を所有する企業のもとで、当該車両を含めた車両の使用状況や故障等のチェックをし、必要に応じて企業に連絡する業務を専属的に担当する者などが了知代理人に該当する。

(1) 危険増加の通知義務

了知代理人の要件である、保険契約上問題となりうる情報を知ること（定義②においてはさらに保険契約者に伝達すること）の委託は、第三者がおかれている独立した責任ある立場において、明示的、黙示的を問わず委託されていればよい。ため、前述の事例においては、第三者の地位において、そうした委託もなされていたと考えられる。

本事例の場合、了知代理人がその事実を知った時点で、保険契約者は当該危険増加を知ったことになるため、了知代理人に事実を確認し、これについて通知義務を履行しなければならないことになる。

(2) 損害発生のお知らせ義務

保険法14条、50条、79条、ドイツ保険契約法30条

損害発生のお知らせ義務については、保険契約者または被保険者が、保険事故の発生によって損害が発生したことを知ったときに通知義務が発生する。

この場合も、了知代理人がその事実を知った場合には、保険契約者または被保険者に損害発生のお知らせ義務が生じることになる。

たとえば、家族関係において、保険契約者の配偶者はその地位から当然に了知代理人とはならないが、保険契約者から保険関係について法的に重要な事実を知ることが明示的または黙示的に委託されていた場合には、了知代理人となりうる。なお、黙示的な委託は被保険物の管理に関する専属的な権限からも認められうる。とされる。

(2) 損害発生のお知らせ義務

このほか、損害保険契約において保険契約者または被保険者が法人であるとき、当該保険の目的を管理する地位にある従業員が事故の発生を知っただけではならず、その部門の統括責任を負う者に知らせたとき、はじめて通知義務が発生するとする見解がある。

しかし、この場合についても、完全に従属的ではない立場（すなわち自己の責任）で事故発生の情報入手し、伝達する業務を行う場合、その者は了知代理人となりうる（上述の事例では、従業員がそうした地位を与えられていた場合、あるいは工場長などの統括責任者自身が了知代理人に該当するように思われる）。

了知代理とその他の制度の関係

わが国において、とくに第三者による保険事故招致の免責を論じる際に検討される概念である「代表者責任理論」は、ドイツでは行為責務全般を含めた、第三者の行為が問題となる場面で用いられている。

現在のドイツにおいて判例とされている代表者責任理論は「被保険危険が属している業務範囲において、代理または代理類似の関係に基づいて保険契約者に代わる者」という定義を基本として、これに該当する者を代表者としている。

(1) 危険管理に基づく代表者と了知代理人

しかし、1993年4月21日のBGH判決以降、この理論は2つの種類に分類されて理解されている。そのうち一つは危険管理に基づく代表者責任であり、この場合の代表者は、重要でないとは必ずしも言えない範囲で危険管理を継続的に、また保険契約者から完全に引き受ける者が該当する。

危険管理に基づく代表者は、通例は保険契約者の了知代理人でもある。保険契約者が被保険危険の管理を第三者に完全に委ねた場合、その委託には、当該第三者が危険状況を了知することも含まれるからである。それにもかかわらず、第三者の知は、危険管理に基づく代表者責任ではなく、了知代理に基づいて保険契約者に帰責される。危険管理に基づく代表者責任については、被保険危険に関する事実行為のみが問題となるが、知についてはそうではないからである。

(2) 契約管理に基づく代表者と了知代理人

代表者責任のもう一つの分類として、契約管理に基づく代表者責任がある。契約管理に基づく代表者とは、第三者が危険管理を委託されてはいないが、代理または代理類似の関係に基づいて契約の管理を行うことを保険契約者から委託された場合をいう。

契約管理に基づく代表者が了知代理人にも該当するか否かは、当該代表者の契約管理の権限において、保険関係について法的に重要な事実を知ることの委託が含まれているかによる。

(2) 契約管理に基づく代表者と了知代理人

このとき、保険契約者が、契約の管理全般を代表者にゆだねていた場合には、了知代理人としての委託も含まれていると考えることができる。しかし、そうでない場合は、契約管理に基づく代表者であることが、ただちに了知代理人としての地位を認めることになるとは必ずしもいえないと思われる。

これに関連して、知の獲得は、被保険危険の実際の取扱いを伴うことを伴うため、契約管理に基づく代表者が危険管理の権限を有しないことから、了知代理人としての地位も認めないとする見解がある。

了知代理と代表者責任の適用関係

一人の第三者に代表者と了知代理人の地位が重なる場合、どちらの概念に基づくかが問題となる。

これについて、危険管理に基づく代表者については、了知代理に基づく保険契約者の責任は代表者責任によって基礎づけることはできないとされる。その理由として、危険管理に基づく代表者責任は、危険管理に関する代表者の事実行為に関する保険契約者の責任を認める制度であるからであり、知の獲得はこれとは異なるものと解されるためである。

了知代理と代表者責任の適用関係

また、契約管理に基づく代表者については、そのような代表者であることが必ずしも了知代理人の地位を認めるものにはならないことから、この場合にも了知代理人の地位に基づいて検討されることになる。

ただし、両者の地位が重なる場合、どちらに基づくものとされるかは、必ずしも明らかではないように思われる。

おわりに

わが国ではドイツのように、代表者責任理論が、保険契約における行為責務の第三者による違反が問題となるケースで適用される一般的理論として確立してはいない。

しかし、了知帰責の問題については、わが国でも第三者による告知義務について民法上の代理規定との関係が議論されているように、一定の問題に関しては類似点を見ることができるようになると思われる。

本報告における了知代理の問題は、これまでわが国での議論が活発になされてきたものとは必ずしもいえない。

しかし、「知の代理」による責任を保険契約者または被保険者に問うことは、なお検討する意義があるように思われる。

なお、私見としては、了知代理人の認定に際し、保険契約者または被保険者から保険契約上重要な、問題となる事実を知ることを明確に委託されているかぎりにおいて、被保険者の保険保護を損なうものになることとはあまり考えられないと思われるが、こうした妥当性の観点についても今後の研究課題としたい。